

八王子都市計画道路 3・3・74号左入美山線 (北西部幹線道路)

八王子市犬目町地内(高尾街道)から
同市川口町地内(秋川街道)まで

事業概要及び測量説明会

令和 7 年10月

 東京都南多摩西部建設事務所

目 次

1. 事業の概要
2. 整備の効果
3. 事業の進め方
4. 測量作業の進め方

1. 事業の概要

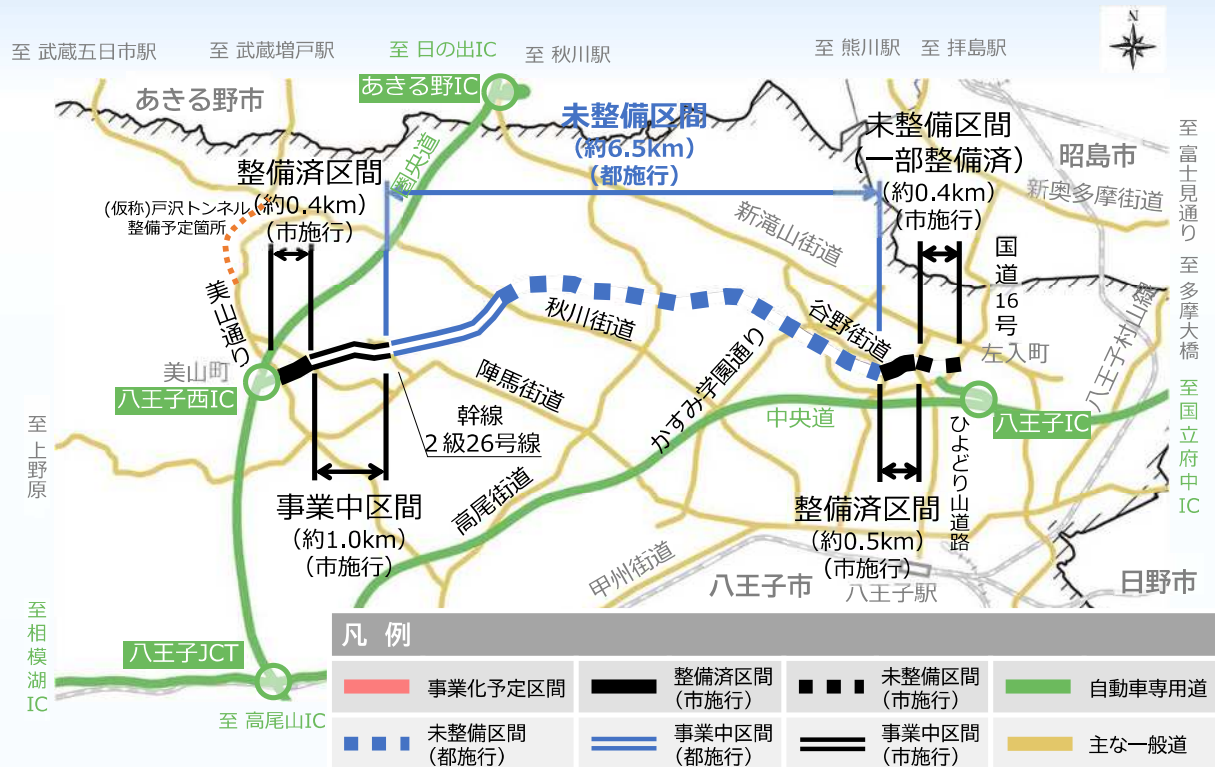
2

北西部幹線道路の概要



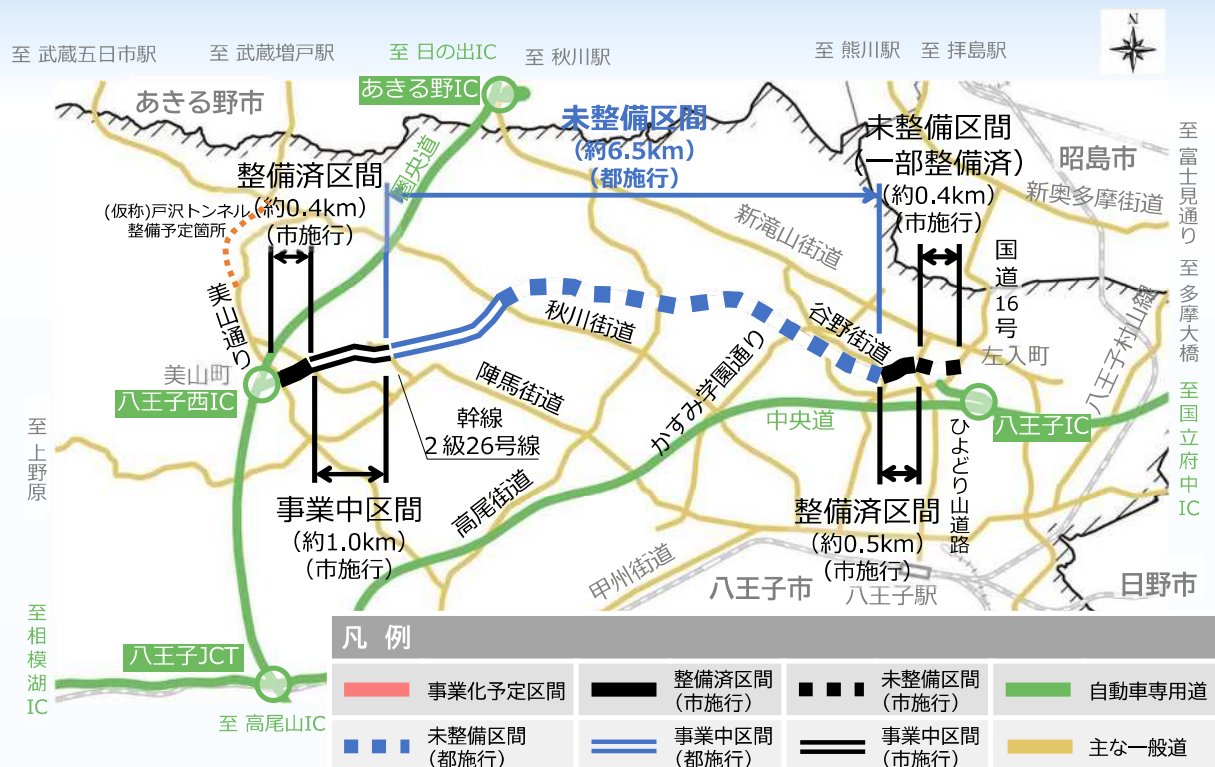
3

北西部幹線道路の整備状況



4

北西部幹線道路の整備状況



5

事業化予定区間の位置



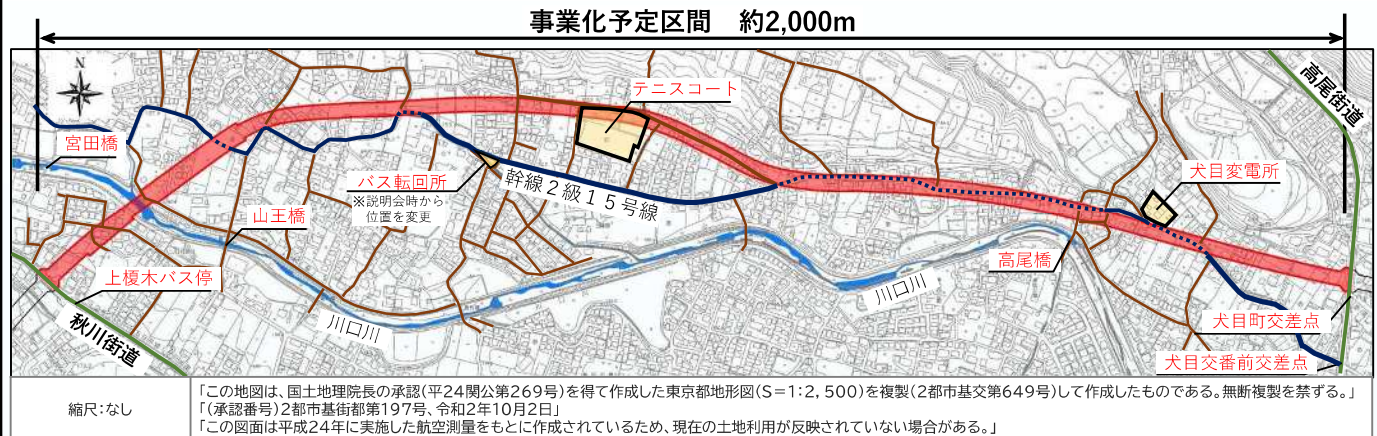
6

事業化予定区間の位置



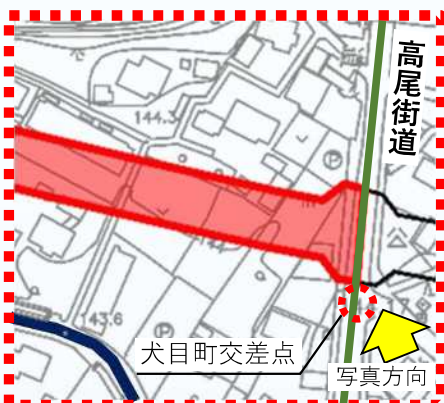
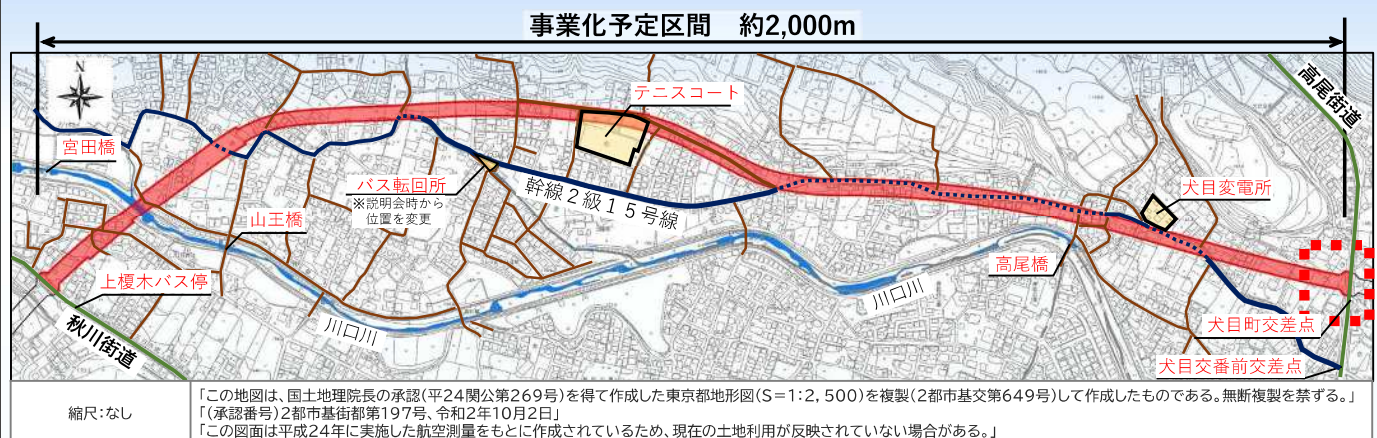
7

事業化予定区間の概要



8

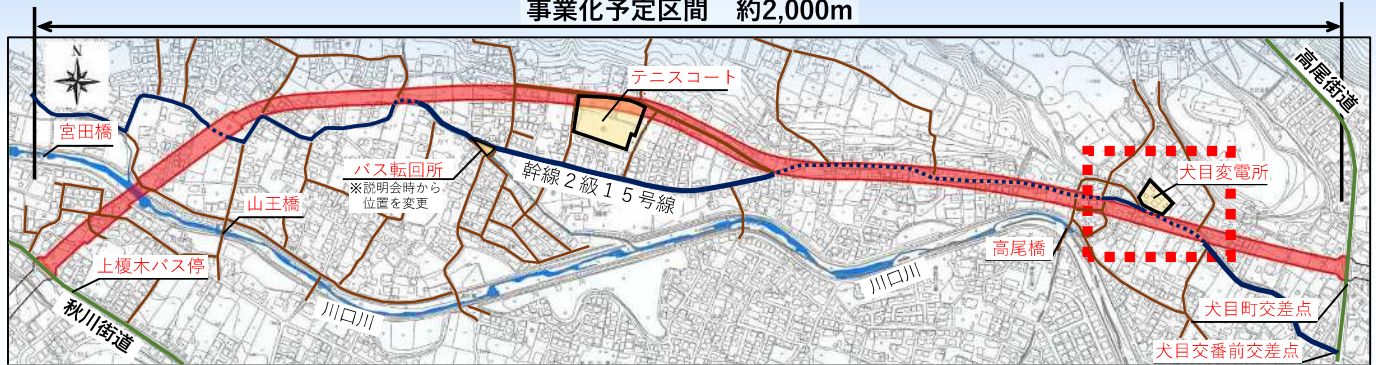
事業化予定区間の概要



9

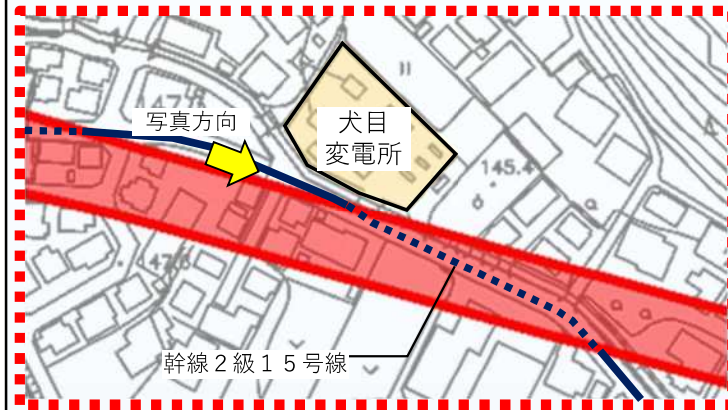
事業化予定区間の概要

事業化予定区間 約2,000m



縮尺:なし

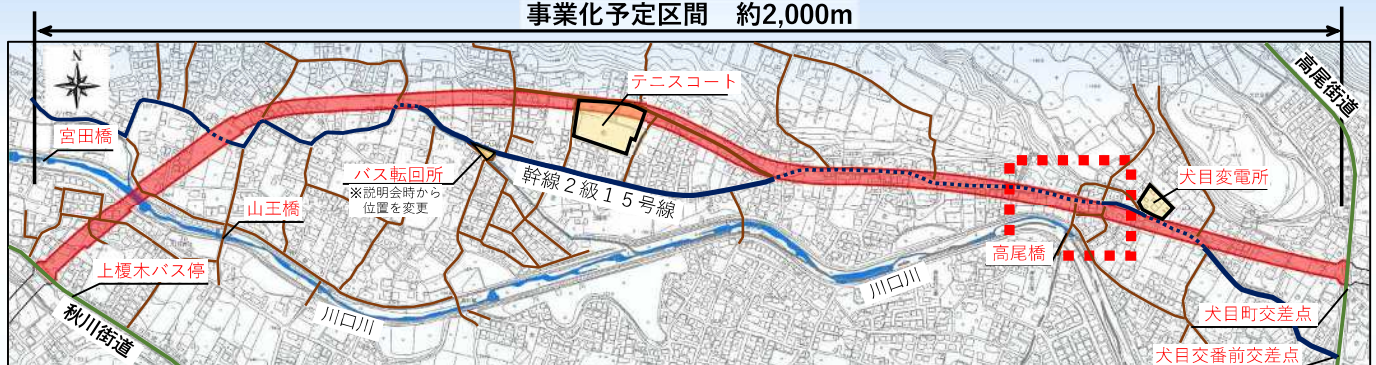
「この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(2都市基交第649号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号)2都市基街都第197号、令和2年10月2日」
 「この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。」



10

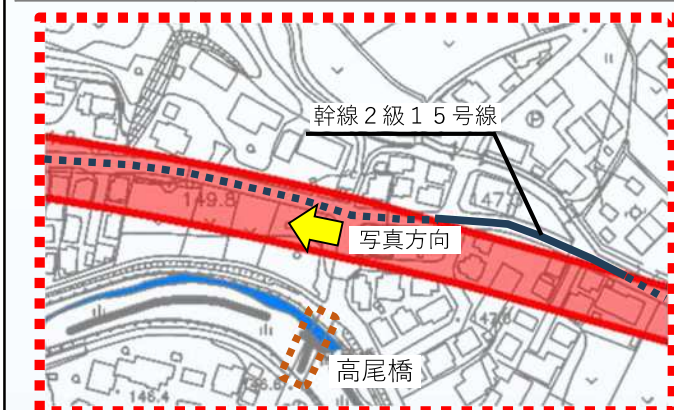
事業化予定区間の概要

事業化予定区間 約2,000m



縮尺:なし

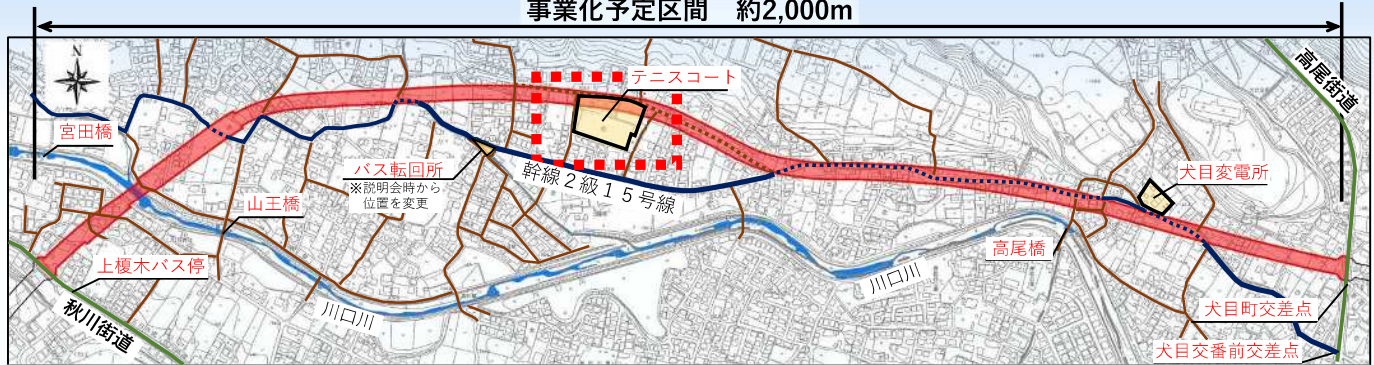
「この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(2都市基交第649号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号)2都市基街都第197号、令和2年10月2日」
 「この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。」



11

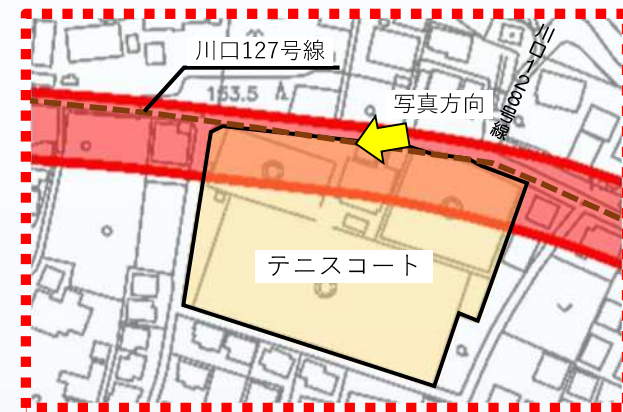
事業化予定区間の概要

事業化予定区間 約2,000m



縮尺:なし

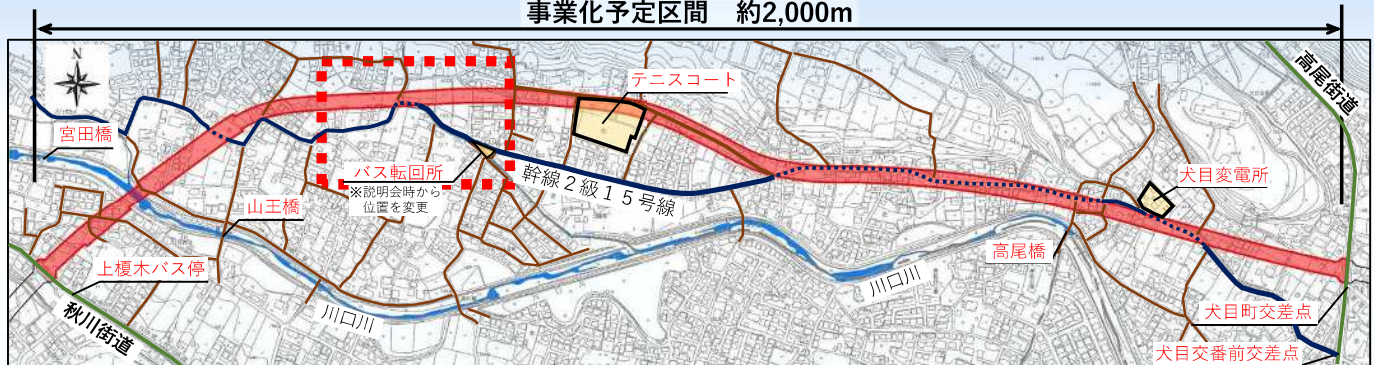
「この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(2都市基交第649号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号)2都市基街都第197号、令和2年10月2日」
 「この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。」



12

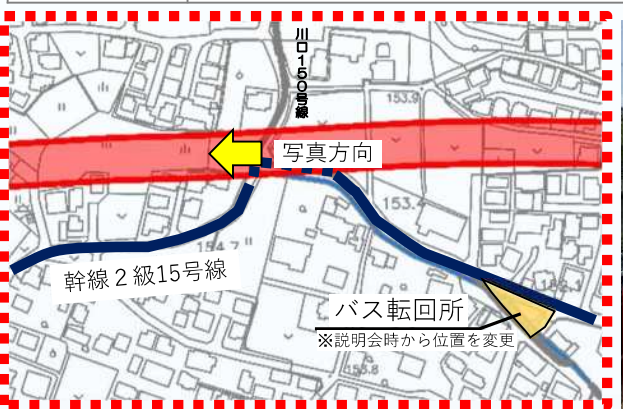
事業化予定区間の概要

事業化予定区間 約2,000m



縮尺:なし

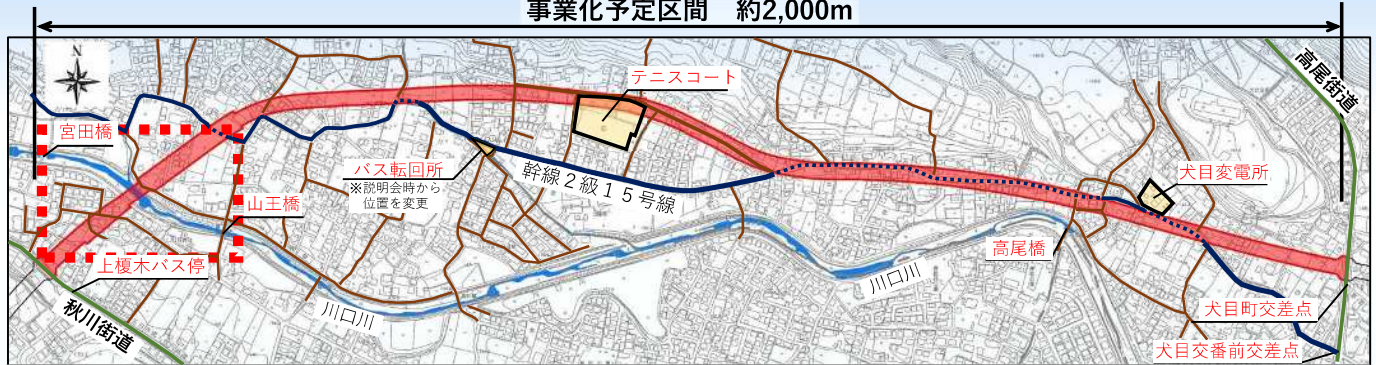
「この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(2都市基交第649号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号)2都市基街都第197号、令和2年10月2日」
 「この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。」



13

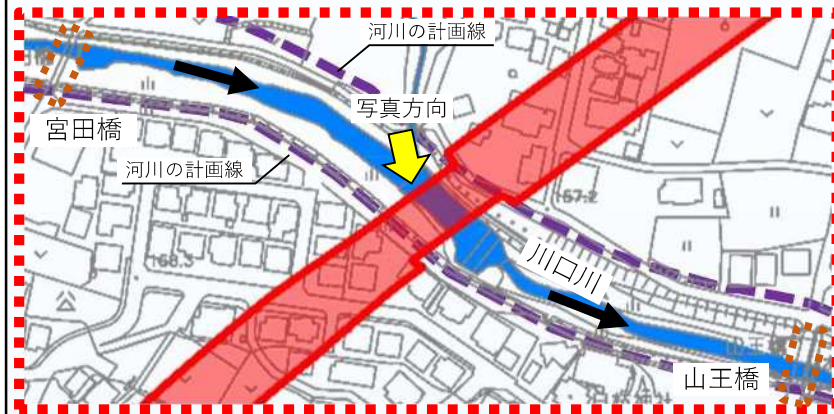
事業化予定区間の概要

事業化予定区間 約2,000m



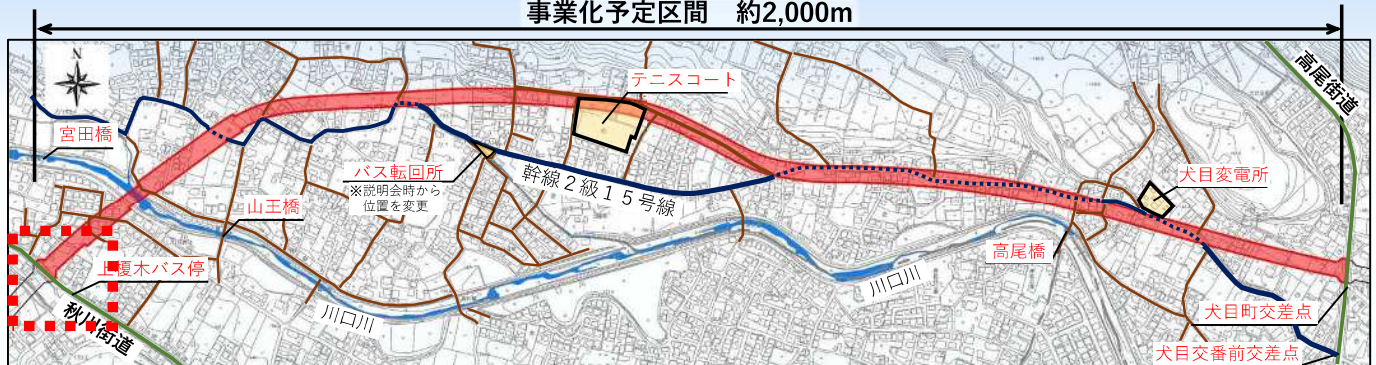
縮尺:なし

「この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(2都市基交第649号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号)2都市基街都第197号、令和2年10月2日」
 「この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。」



事業化予定区間の概要

事業化予定区間 約2,000m

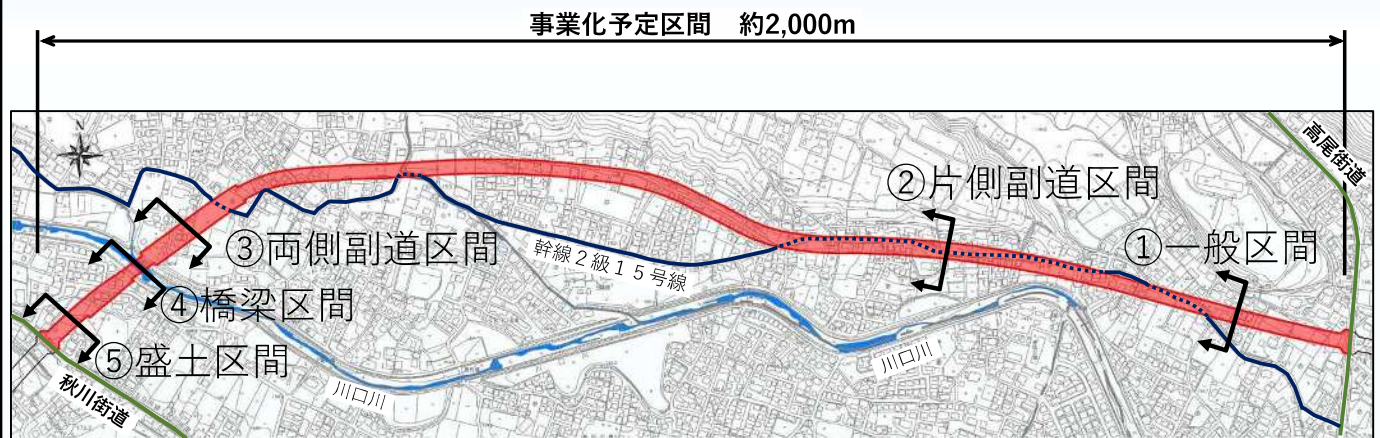


縮尺:なし

「この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(2都市基交第649号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号)2都市基街都第197号、令和2年10月2日」
 「この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。」

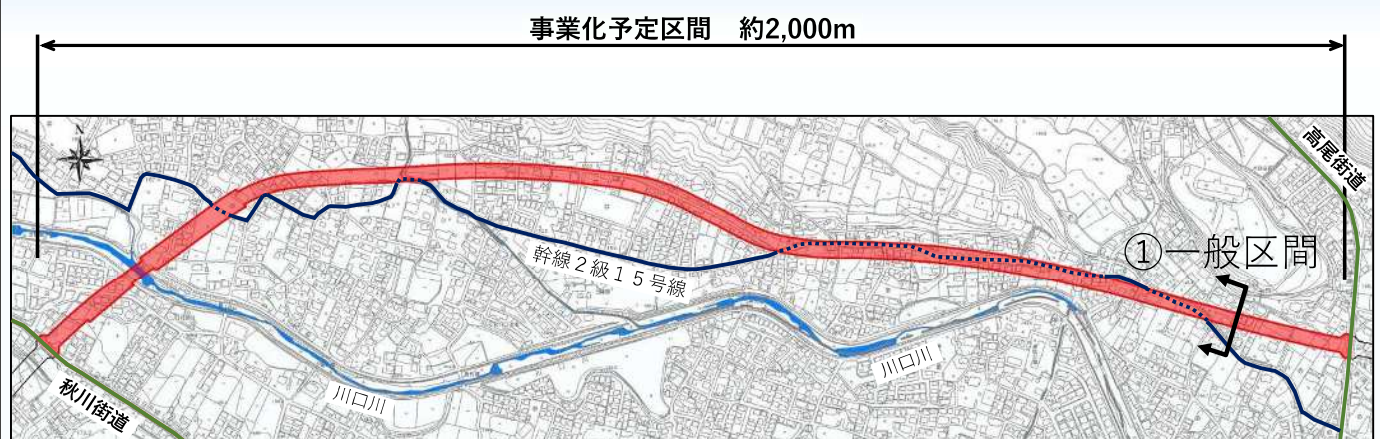


事業化予定区間の横断面構成



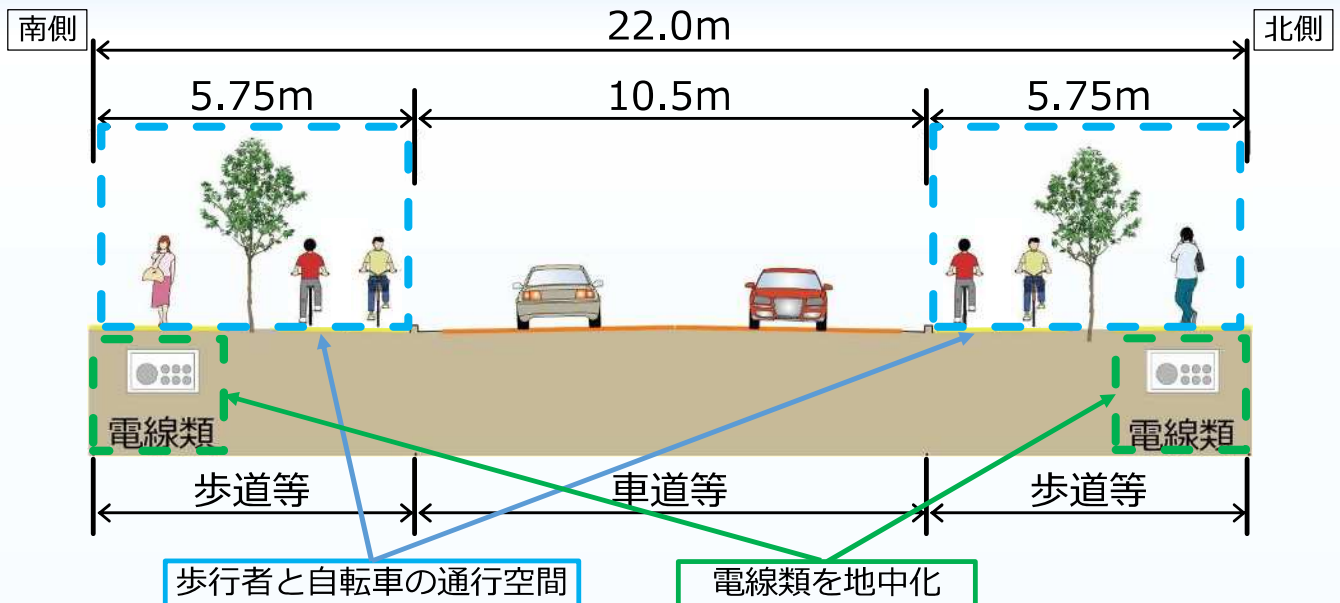
16

事業化予定区間の横断面構成



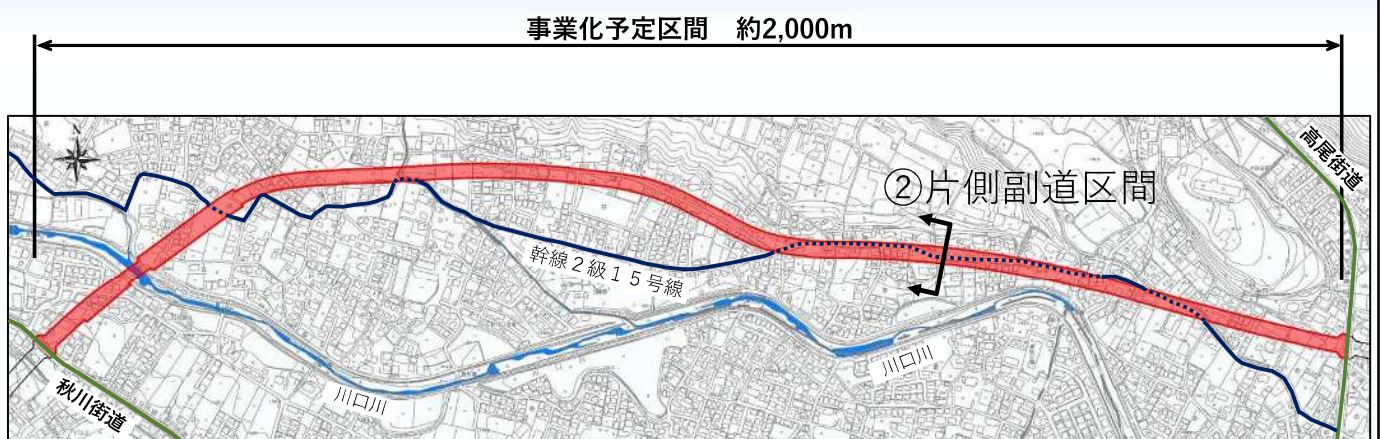
17

横断イメージ図（①一般区間）



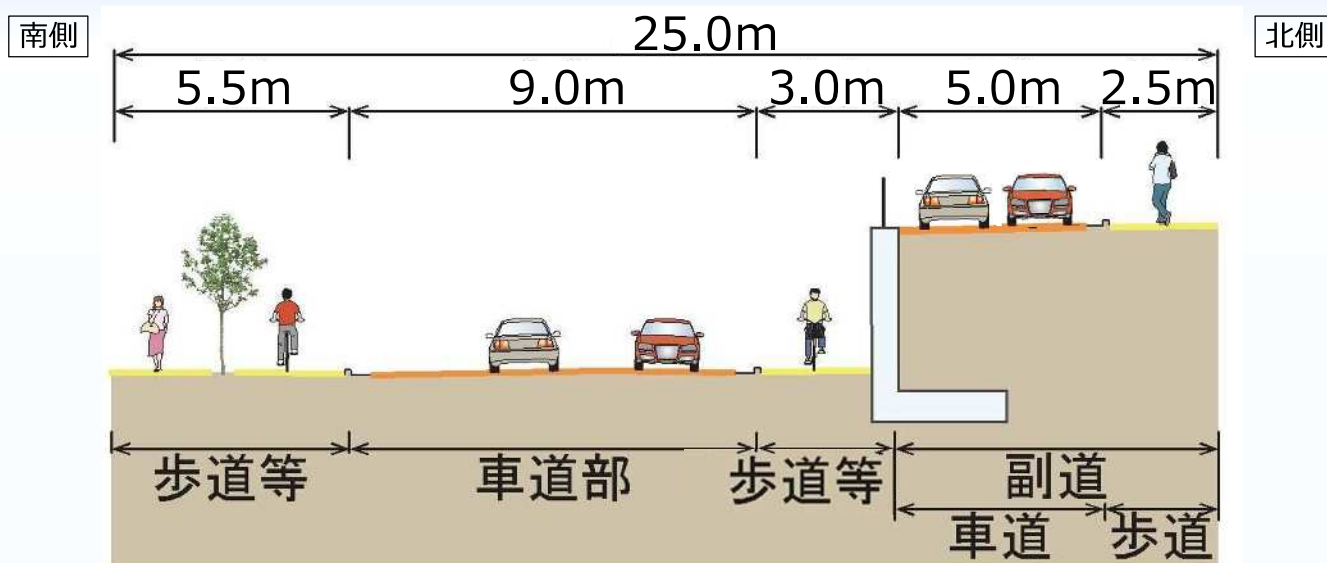
18

事業化予定区間の横断面構成



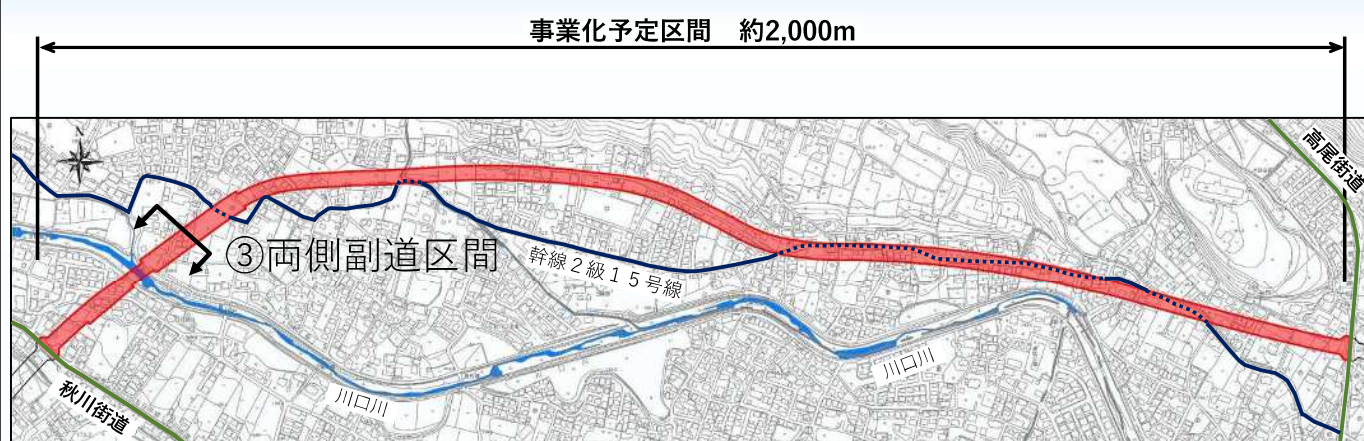
19

横断イメージ図（②片側副道区間）

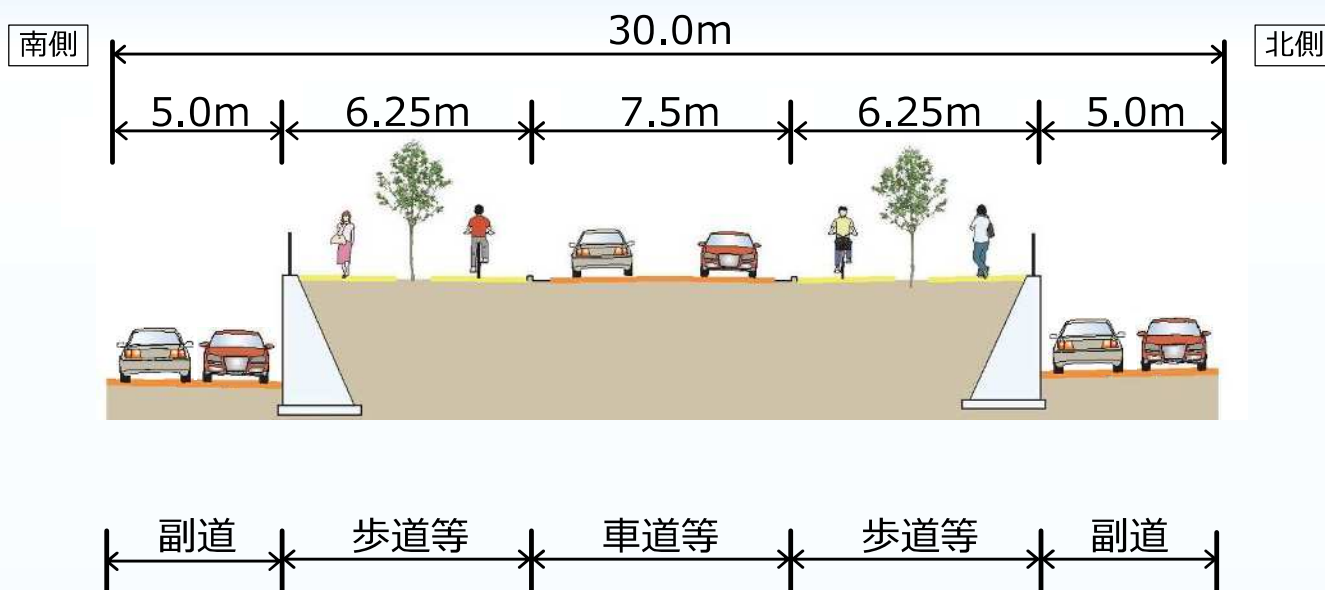


※この横断図はイメージであり、自転車通行空間や植栽等を含む歩道等及び車道等の断面構成の詳細については、今後の関係機関等との協議により決定されます。

事業化予定区間の横断面構成



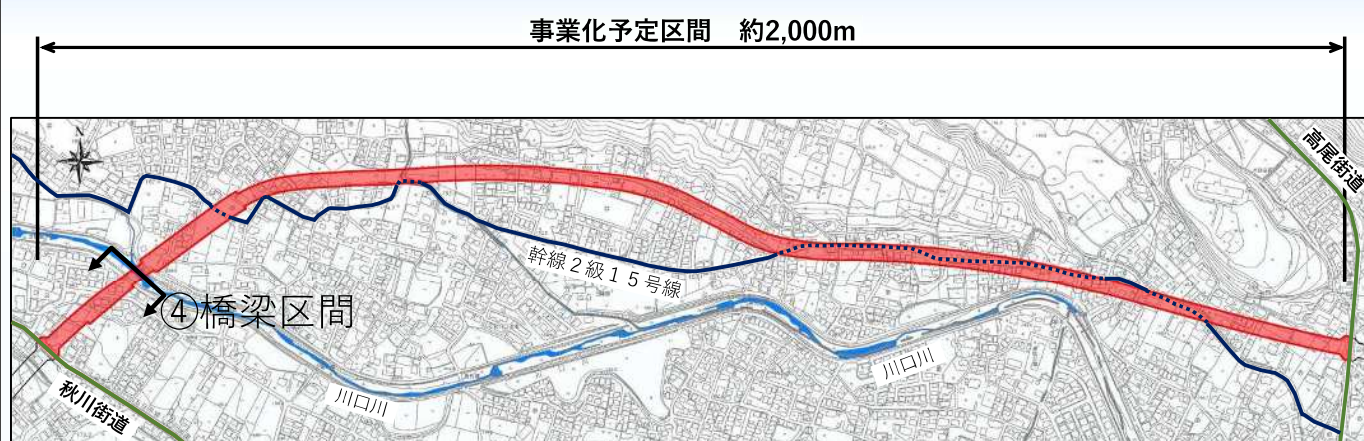
横断イメージ図（③両側副道区間）



※この横断図はイメージであり、自転車通行空間や植栽等を含む歩道等及び車道等の断面構成の詳細については、今後の関係機関等との協議により決定されます。

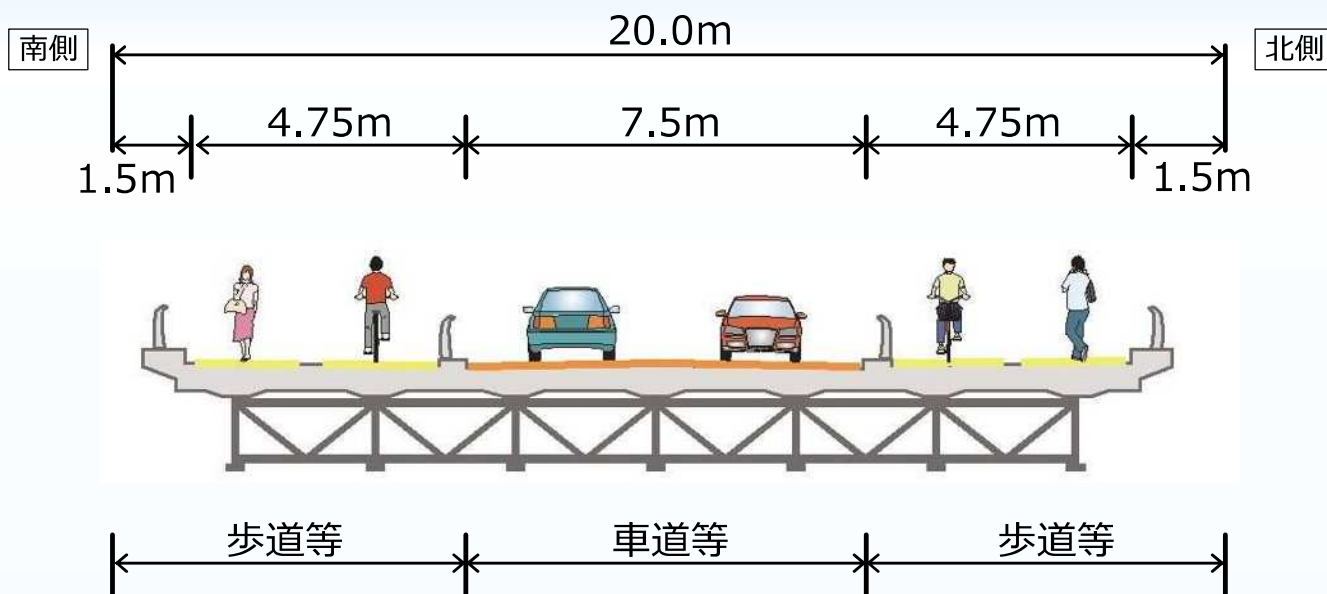
22

事業化予定区間の横断面構成



23

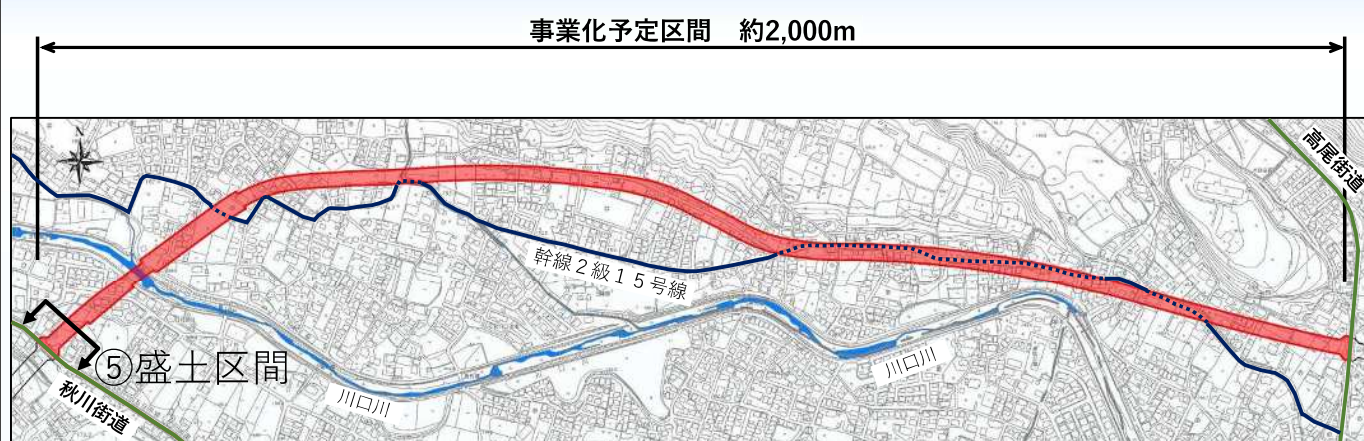
横断イメージ図（④橋梁区間）



※この横断図はイメージであり、自転車通行空間や植栽等を含む歩道等及び車道等の断面構成の詳細については、今後の関係機関等との協議により決定されます。

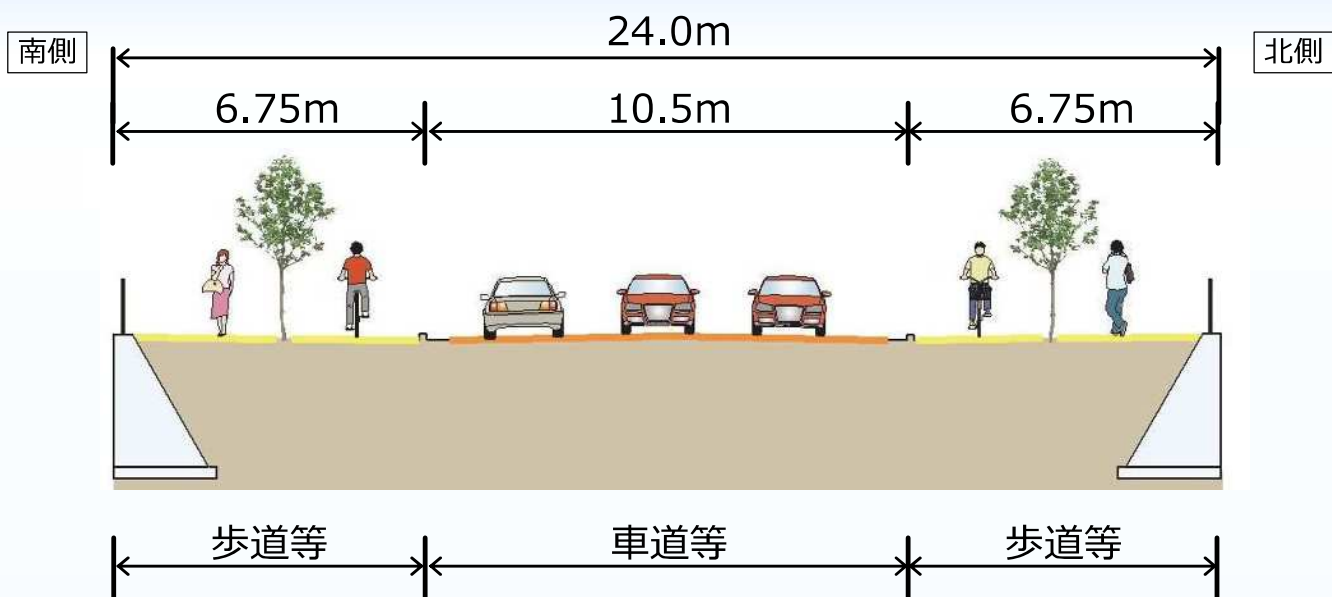
24

事業化予定区間の横断面構成



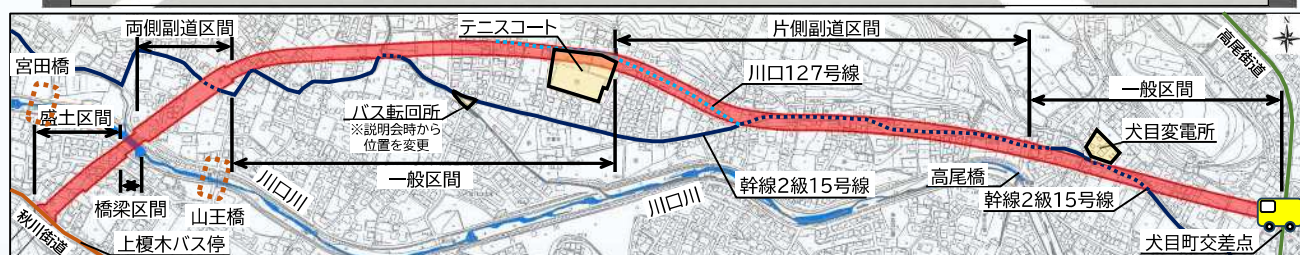
25

横断イメージ図（⑤盛土区間）



※この横断図はイメージであり、自転車通行空間や植栽等を含む歩道等及び車道等の断面構成の詳細については、今後の関係機関等との協議により決定されます。

完成イメージ動画 (車道走行の視点)



2. 整備の効果

事業化予定区間の整備効果

① 交 通 の 円 滑 化

② 地 域 の 安 全 性 の 向 上

③ 防 災 性 の 向 上

① 交 通 の 円 滑 化

(1) 交通混雑の緩和

高尾街道や秋川街道では、本路線に交通の一部が転換されることで、**橿原町交差点周辺の交通混雑の緩和**が期待されます。



32

(2) 地域内交通の利便性向上

幅員の狭い市道から北西部幹線道路へ、地域内の交通を転換することにより、**地域内交通の利便性が向上**します。



33

② 地 域 の 安 全 性 の 向 上

34

地域内における現状の道路状況



35

(1) 地域の安全性の向上

生活道路に流入している通過交通が本路線に転換されることで、交通事故を抑制し、**地域の安全性が向上**します。

現道の状況(犬目変電所付近)



北西部幹線道路整備イメージ(一般区間)

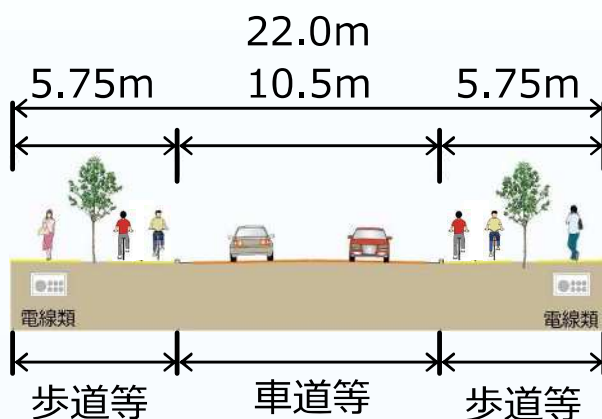


36

(2) 歩行者及び自転車の安全性・快適性の向上

歩行者、自転車、自動車の利用空間がそれぞれ分離され、歩行者空間もバリアフリー化されるため、車いすやベビーカー等も含めた**歩行者及び自転車の安全性・快適性が向上**します。

横断図(イメージ)



北西部幹線道路整備イメージ(一般区間)



37

③ 防災性の向上

38

(1) 無電柱化による災害時の電柱倒壊の回避

無電柱化により、災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保します。



令和元年台風15号の影響による電柱倒壊(新島村若郷地区)
(出典：パンフレット「東京の無電柱化(東京都)」)

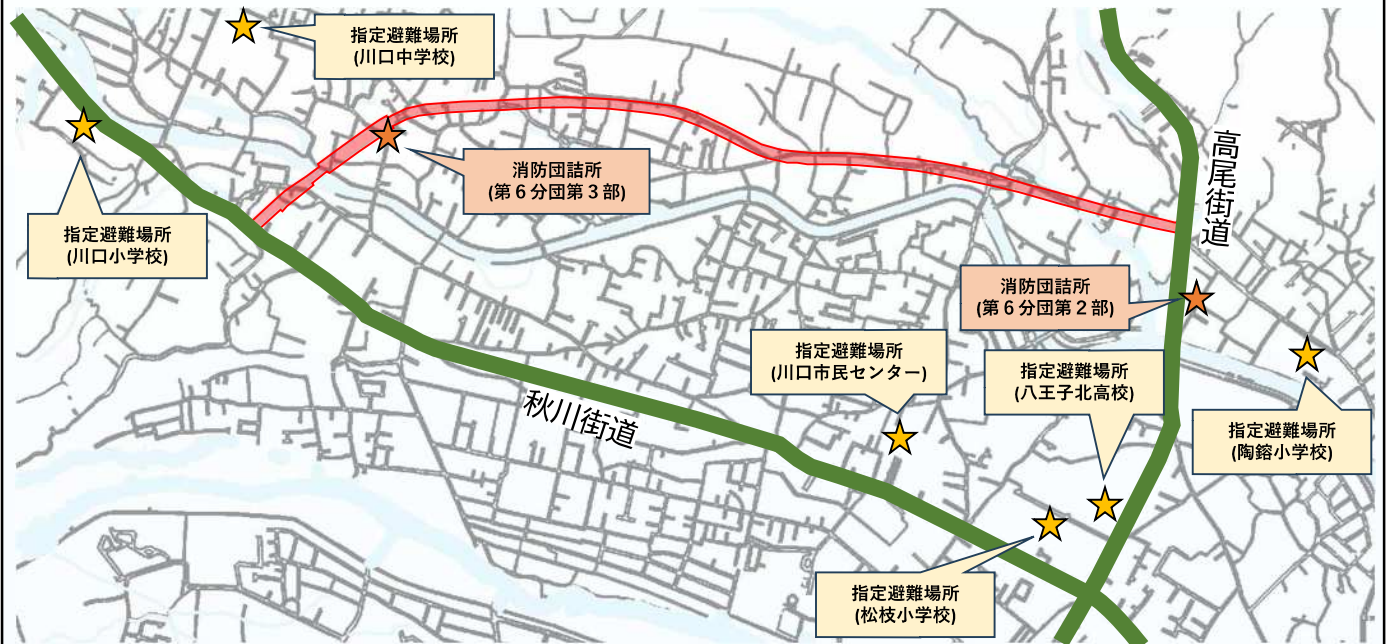


都道における無電柱化の例(多摩ニュータウン通り)
(出典：東京都南多摩西部建設事務所の概要(令和6年度版))

39

(2) 災害時の活動のためのルート確保

避難場所までの**安全な避難路が確保**されます。円滑な**消火活動、
救援・救護活動のためのルートが確保**されます。



3. 事業の進め方

都市計画道路ができるまで ①

今回開催

事業概要及び測量説明会

令和7年11月～

現況測量の実施

令和8年度以降
(予定)

用地測量の実施

令和9年度以降
(予定)

事業認可取得(事業着手)

用地説明会

用地の取得

工事の実施

道路完成

1

事業概要および測量説明会の開催



計画道路沿道の皆さまにご理解、ご協力をいただくため、事業概要及び測量について説明を行います。

42

都市計画道路ができるまで ②

今回開催

事業概要及び測量説明会

令和7年11月～

現況測量の実施

令和8年度以降
(予定)

用地測量の実施

令和9年度以降
(予定)

事業認可取得(事業着手)

用地説明会

用地の取得

工事の実施

道路完成

2

現況測量の実施



この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

43

都市計画道路ができるまで ③

今回開催

事業概要及び測量説明会

令和7年11月～

現況測量の実施

令和8年度以降
(予定)

用地測量の実施

令和9年度以降
(予定)

事業認可取得(事業着手)

用地説明会

用地の取得

工事の実施

道路完成

3

用地測量の実施



この測量により、取得させていただく土地の面積が確定します。

44

都市計画道路ができるまで ④

今回開催

事業概要及び測量説明会

令和7年11月～

現況測量の実施

令和8年度以降
(予定)

用地測量の実施

令和9年度以降
(予定)

事業認可取得(事業着手)

用地説明会

用地の取得

工事の実施

道路完成

4

事業着手の手続



都市計画法第59条により、事業着手の手続をとります。

45

都市計画道路ができるまで ⑤

今回開催

事業概要及び測量説明会

令和7年11月～

現況測量の実施

令和8年度以降
(予定)

用地測量の実施

令和9年度以降
(予定)

事業認可取得(事業着手)

用地説明会

用地の取得

工事の実施

道路完成

5

用地説明会の開催



用地取得の対象となる皆さまに具体的な補償について説明します。また、家屋補償についても説明します。

46

都市計画道路ができるまで ⑥

今回開催

事業概要及び測量説明会

令和7年11月～

現況測量の実施

令和8年度以降
(予定)

用地測量の実施

令和9年度以降
(予定)

事業認可取得(事業着手)

用地説明会

用地の取得

工事の実施

道路完成

6

用地折衝・協議



対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

47

都市計画道路ができるまで ⑦

今回開催

事業概要及び測量説明会

令和7年11月～

現況測量の実施

令和8年度以降
(予定)

用地測量の実施

令和9年度以降
(予定)

事業認可取得(事業着手)

用地説明会

用地の取得

工事の実施

道路完成

7

契約・補償金の支払い



話し合いがまとまりますと、契約を取りかわし、補償金をお支払いします。

48

都市計画道路ができるまで ⑧

今回開催

事業概要及び測量説明会

令和7年11月～

現況測量の実施

令和8年度以降
(予定)

用地測量の実施

令和9年度以降
(予定)

事業認可取得(事業着手)

用地説明会

用地の取得

工事の実施

道路完成

8

物件移転



取得させていただく土地にある家屋などの物件を移転していただきます。

49

都市計画道路ができるまで ⑨

今回開催

事業概要及び測量説明会

令和7年11月～

現況測量の実施

令和8年度以降
(予定)

用地測量の実施

令和9年度以降
(予定)

事業認可取得(事業着手)

用地説明会

用地の取得

工事の実施

道路完成

9

工事に関するお知らせ



チラシの配布等により、沿道の皆さまに、工事の実施に関するお知らせをいたします。工事の規模が大きい等の事情により、説明会を行う場合もございます。

50

都市計画道路ができるまで ⑩

今回開催

事業概要及び測量説明会

令和7年11月～

現況測量の実施

令和8年度以降
(予定)

用地測量の実施

令和9年度以降
(予定)

事業認可取得(事業着手)

用地説明会

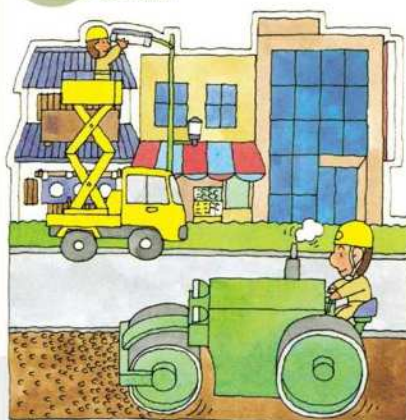
用地の取得

工事の実施

道路完成

10

工事の実施



沿道の皆さまに、できるだけご迷惑のかからないように工事を行います。

51

都市計画道路ができるまで ⑪

今回開催

事業概要及び測量説明会

令和7年11月～

現況測量の実施

令和8年度以降
(予定)

用地測量の実施

令和9年度以降
(予定)

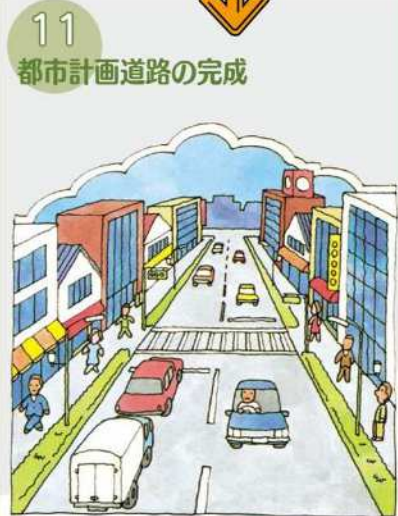
事業認可取得(事業着手)

用地説明会

用地の取得

工事の実施

道路完成



多くの皆さまのご理解とご協力により、都市計画道路が完成します。

52

4. 測量作業の進め方

53

都市計画道路ができるまで

今回開催

事業概要及び測量説明会

令和7年11月～

現況測量の実施

令和8年度以降
(予定)

用地測量の実施

令和9年度以降
(予定)

事業認可取得(事業着手)

用地説明会

用地の取得

工事の実施

道路完成



この測量により、
計画道路の位置が
はっきりします。



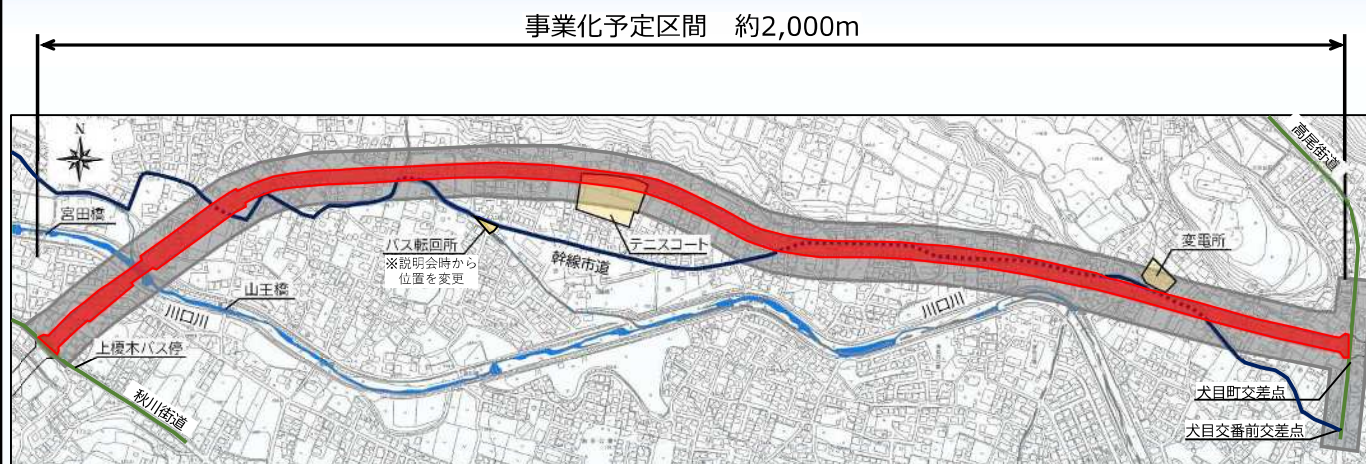
この測量により、
取得させていただく土地の面積が確定します。

現況測量の目的

現況測量は、皆様方の土地の起伏や建物の位置、周辺道路の形状等の測量を行い、現況平面図を作成することです。

さらに、現況平面図に計画線を重ね、土地、建物等との位置関係を明らかにします。

現況測量の範囲



56

現況測量の流れ

1. 測量の基準となる点の設置



2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量



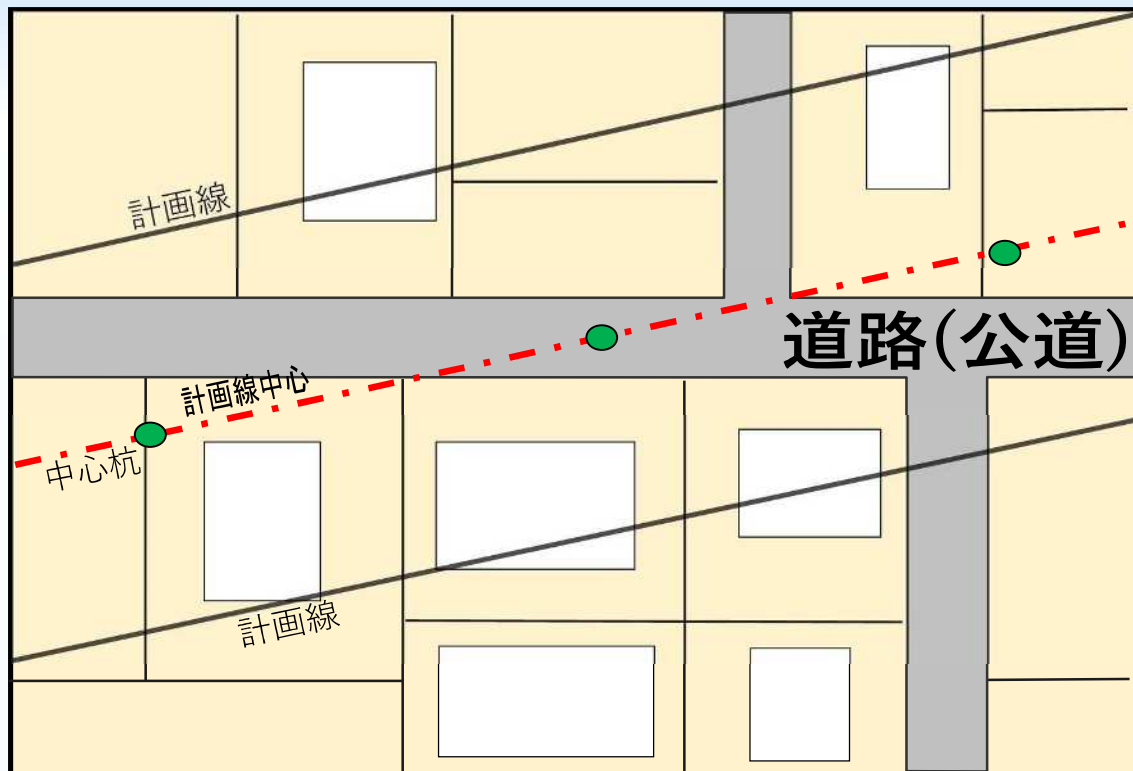
3. 計画道路の中心杭の設置



4. 計画道路の縦断および横断方向の高さの測量

57

現況平面図（イメージ図）



● 図の緑の丸印が計画線を中心を示す箇所となります。

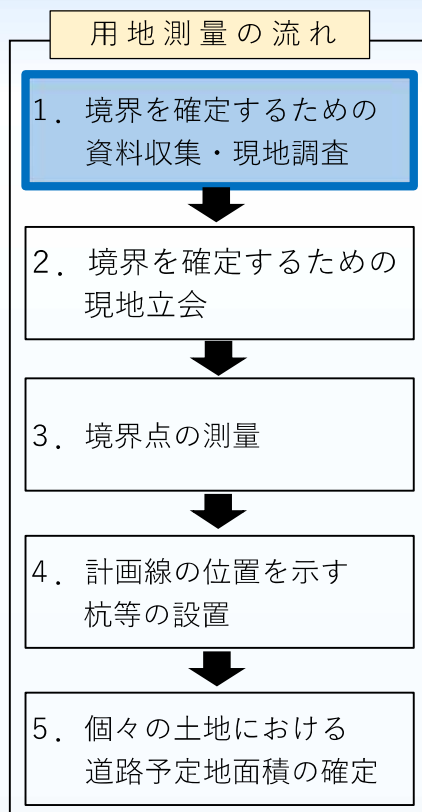
58

用地測量の目的

用地測量は、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確定し、道路として取得させていただく土地の面積を確定することを目的としています。

59

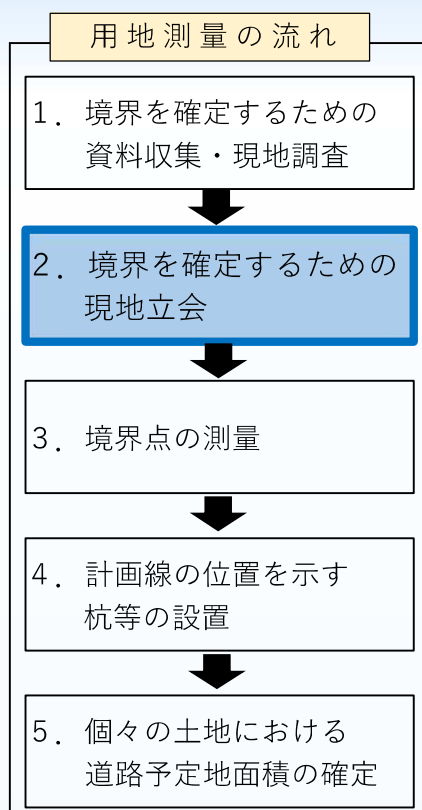
用地測量の具体的な流れ①



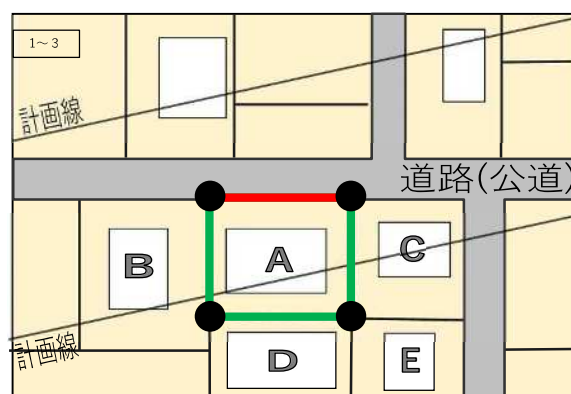
- ・土地の境界を確定するために必要な資料収集等を行います。
- ・皆様方の土地等にある既存の境界杭等を、現地にて確定させていただきます。
(※既存の境界杭等に関する資料があればご提供をお願いいたします。)

60

用地測量の具体的な流れ②



- ・現在の道路などの公共用地と私有地との境界や、私有地と私有地との境界について、確定させていただきます。
(※現地での立会をお願いいたします。)



- ・図の赤色の線が、現在ある道路などの公共用地と私有地との境界確定する箇所です。
- ・図の緑色の線が、私有地と私有地との境界確定する箇所です。
- ・図の黒い丸印(●)が、現地立会により確定する境界点です。

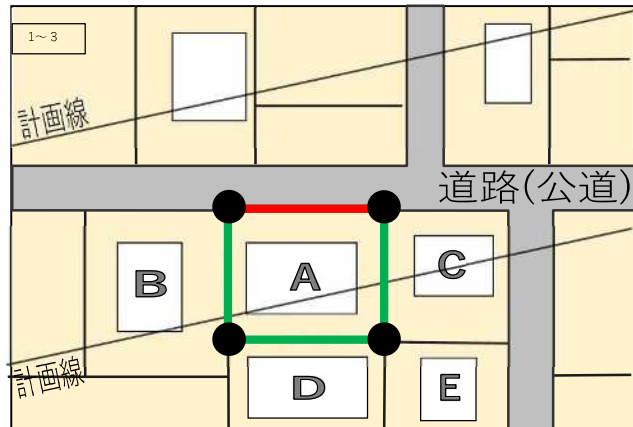
61

用地測量の具体的な流れ③

用地測量の流れ

1. 境界を確定するための資料収集・現地調査
2. 境界を確定するための現地立会
3. 境界点の測量
4. 計画線の位置を示す杭等の設置
5. 個々の土地における道路予定地面積の確定

- 境界立会いで確定された境界点について、測量作業を行います。



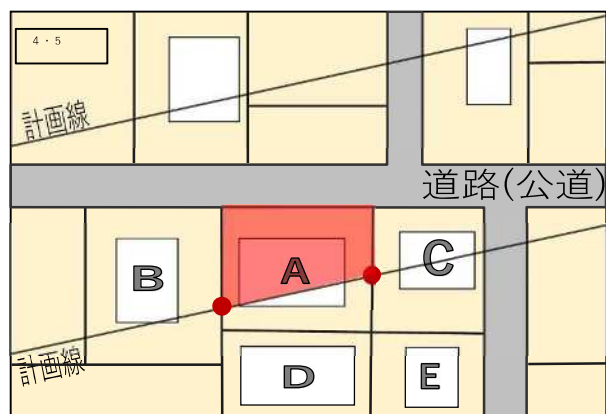
- 図の赤色の線が、現在ある道路などの公共用地と私有地との境界確定する箇所です。
- 図の緑色の線が、私有地と私有地との境界確定する箇所です。
- 図の黒い丸印(●)が、現地立会いにより確定する境界点です。

用地測量の具体的な流れ④

用地測量の流れ

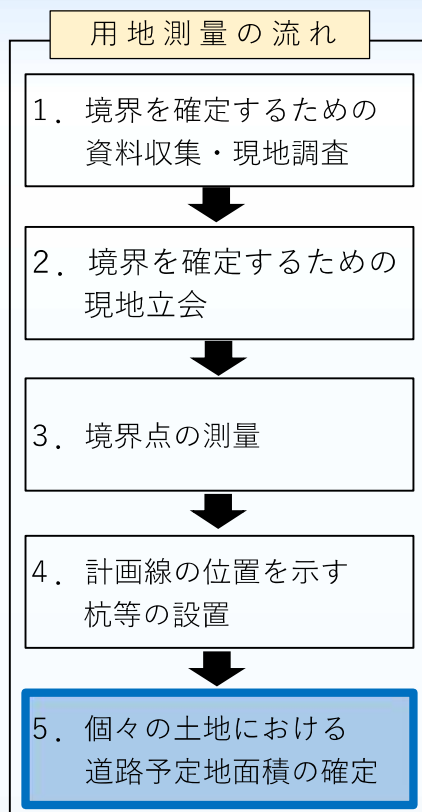
1. 境界を確定するための資料収集・現地調査
2. 境界を確定するための現地立会
3. 境界点の測量
4. 計画線の位置を示す杭等の設置
5. 個々の土地における道路予定地面積の確定

- 所有する土地のどの位置に計画線が来るのかを示すため、計画線と土地の境界が交差する位置に杭や鉾を設置させていただきます。

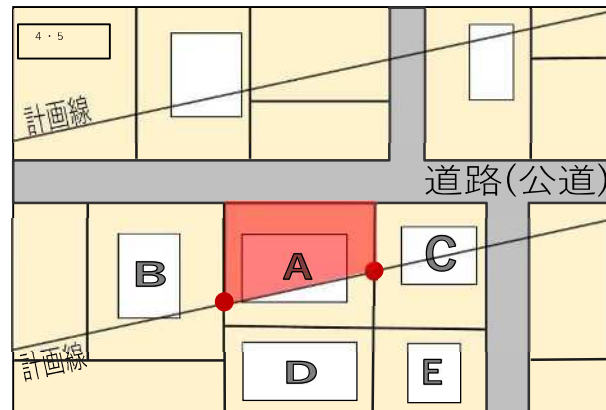


- 図の赤い丸印(●)に計画線の位置を示す杭等を設置します。
- 図の着色箇所()が確定した個々の道路予定地面積です。

用地測量の具体的な流れ⑤



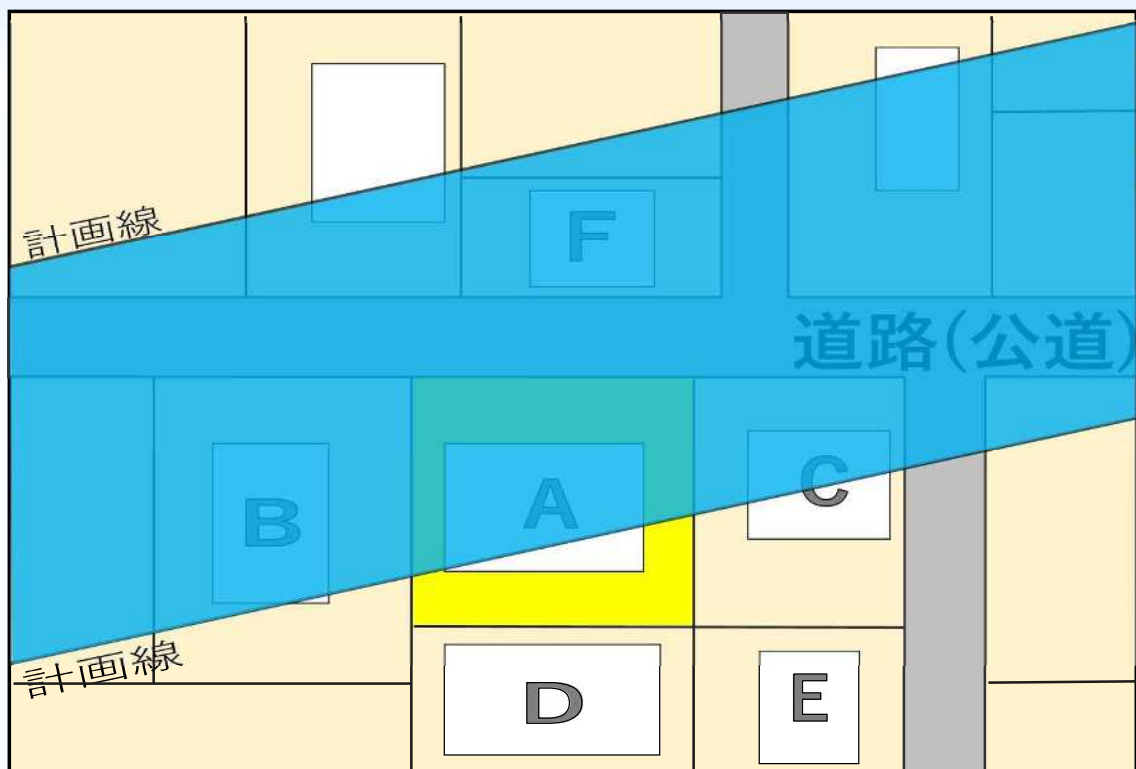
- ・ 計画線と土地の境界が交差する位置に杭や鉾が設置されましたら個々の土地において取得させていただく道路予定地面積が確定します。



- ・ 図の赤い丸印(●)に計画線の位置を示す杭等を設置します。
- ・ 図の着色箇所(■)が確定した個々の道路予定地面積です。

64

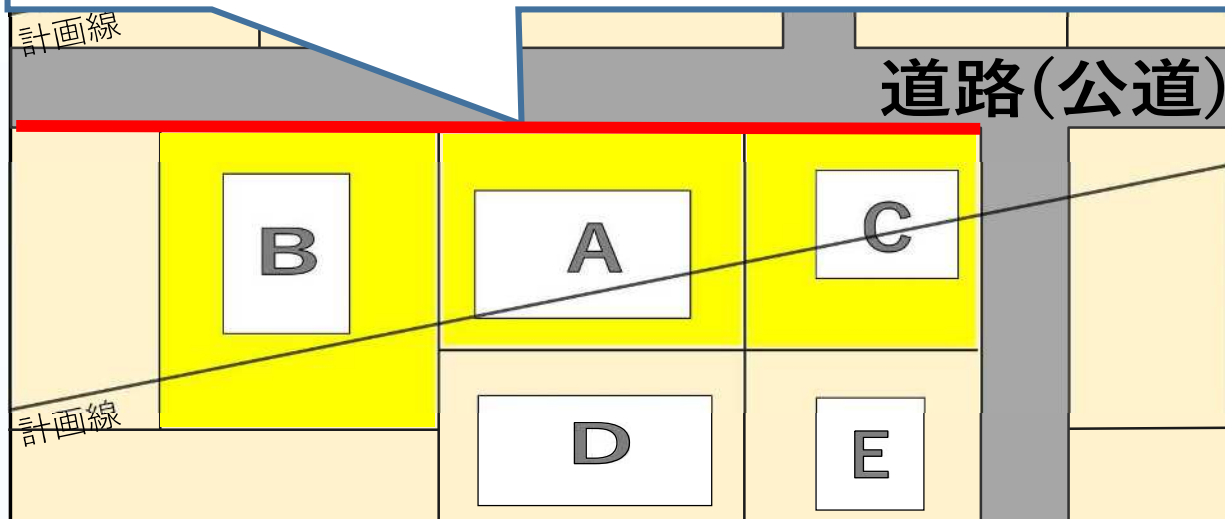
境界確定の具体的な手順(Aさんの場合)



65

Aさんの土地と境界を確定する手順①

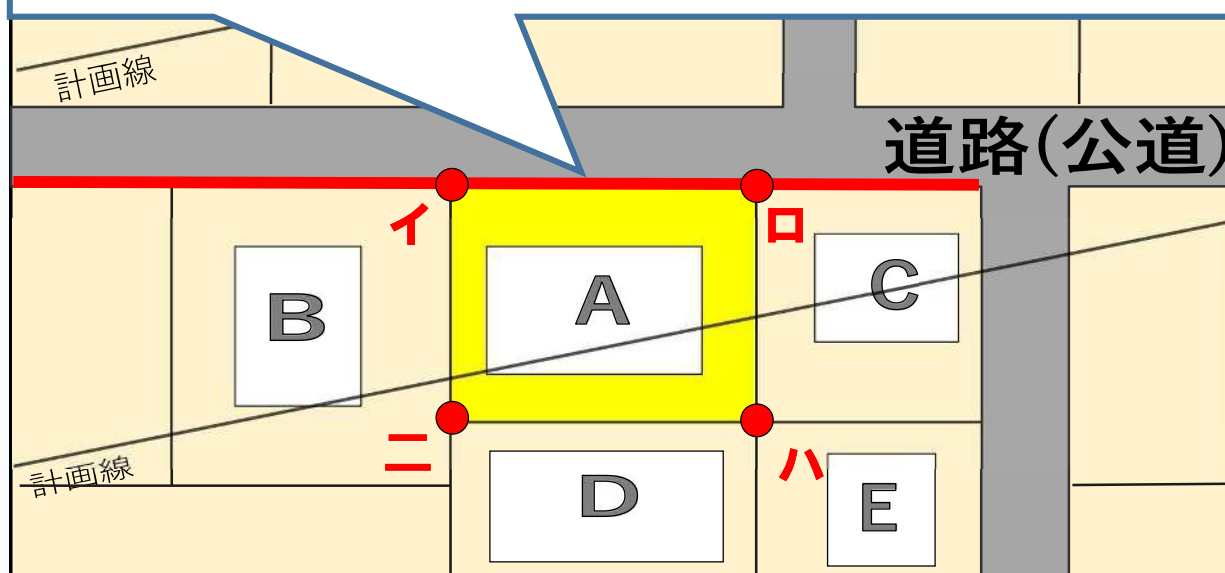
赤い線で示した、道路と民有地との境界を確定します。
道路には、Aさん、Bさん、Cさんが、接しているため、
土地所有者の皆様と道路管理者の職員との立会いにより、境
界を確定します。



66

Aさんの土地と境界を確定する手順②

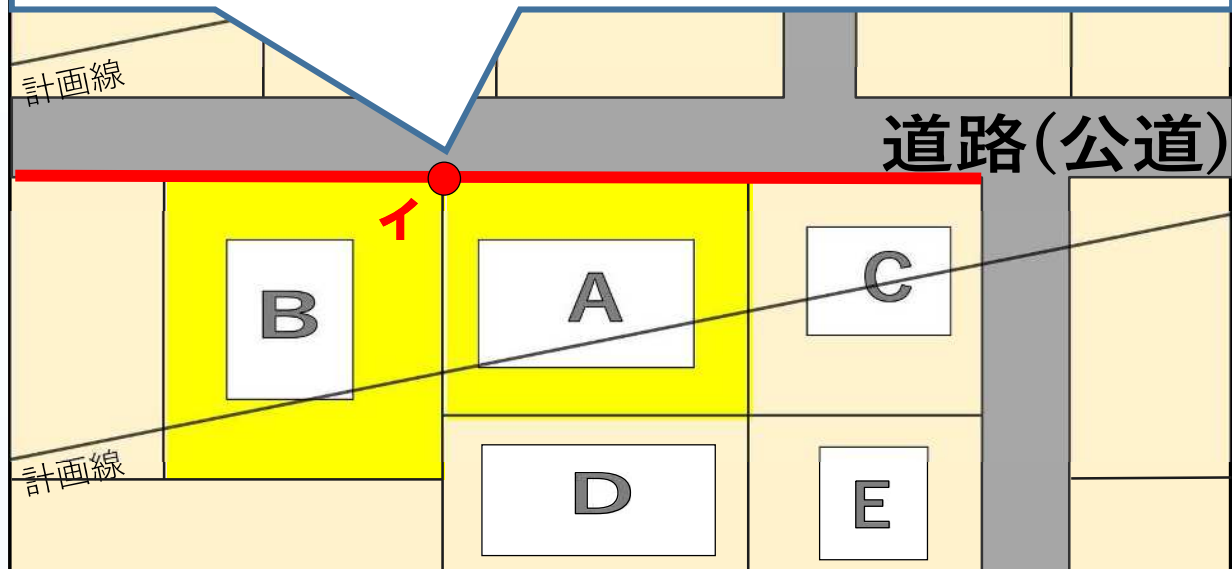
Aさんの土地の場合、
イ、ロ、ハ、ニの4つの点を決めていただく必要があります。



67

Aさんの土地と境界を確定する手順③

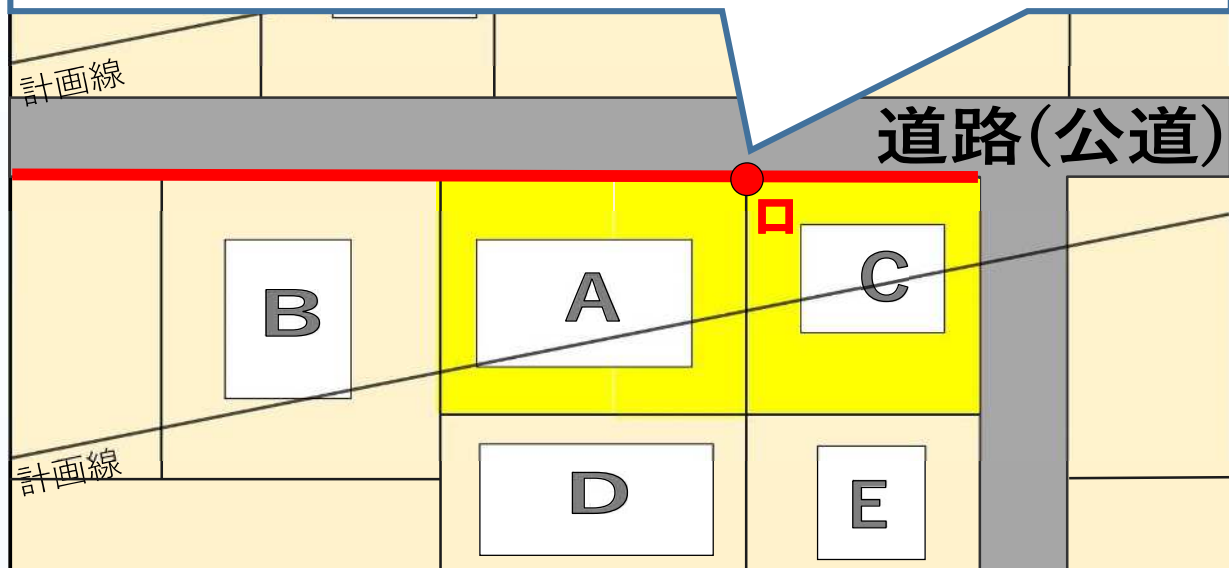
イの点を確定するには、
AさんとBさんの立会いが必要となります。



68

Aさんの土地と境界を確定する手順④

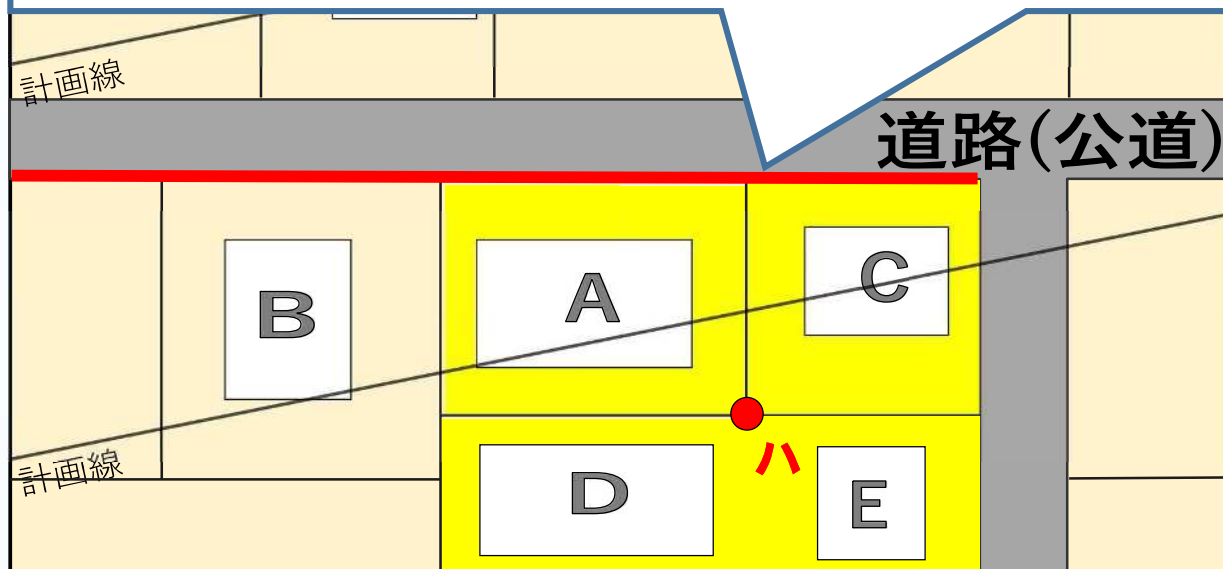
ロの点を確定するには、
AさんとCさんの立会いが必要となります。



69

Aさんの土地と境界を確定する手順⑤

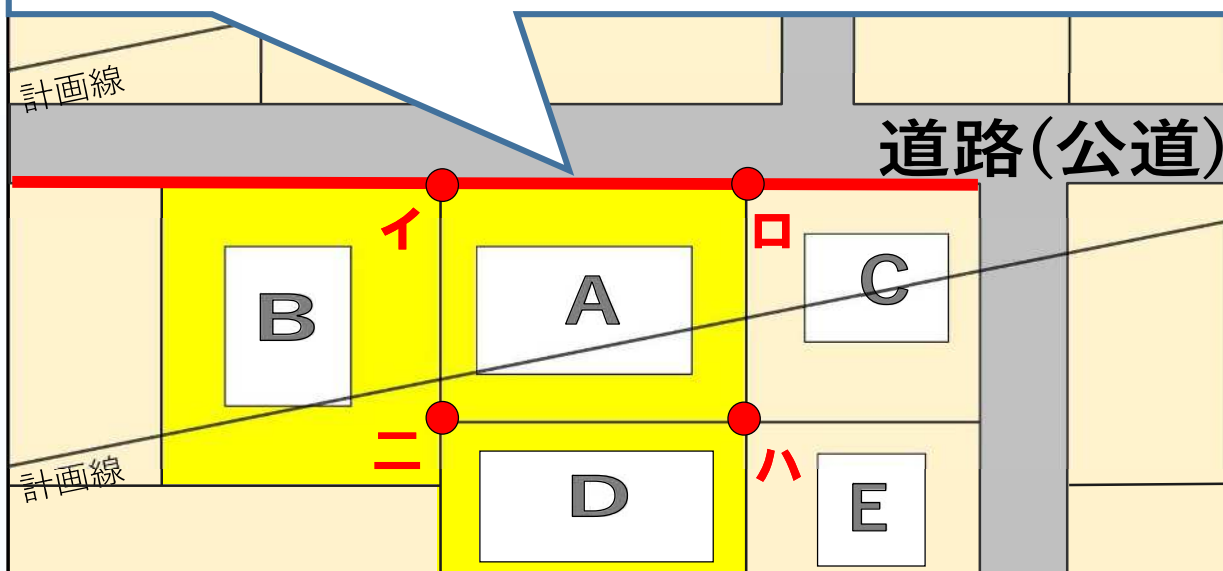
ハの点を確定するには、
Aさん、Cさん、Dさん、Eさんの立会いが必要となります。



70

Aさんの土地と境界を確定する手順⑥

二の点を確定するには、
Aさん、Bさん、Dさんの立会いが必要となります。

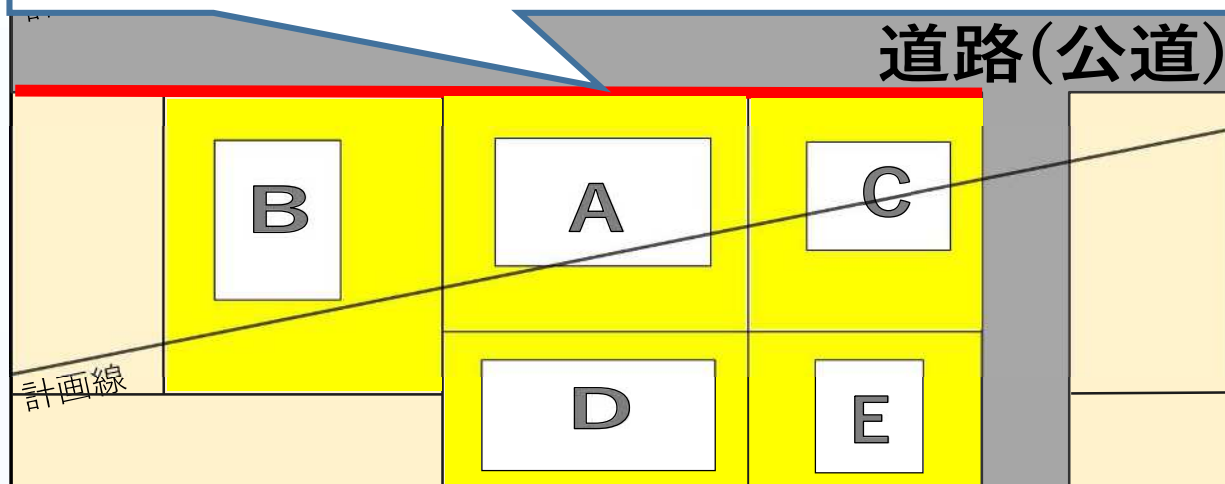


71

Aさんの土地と境界を確定する手順⑦

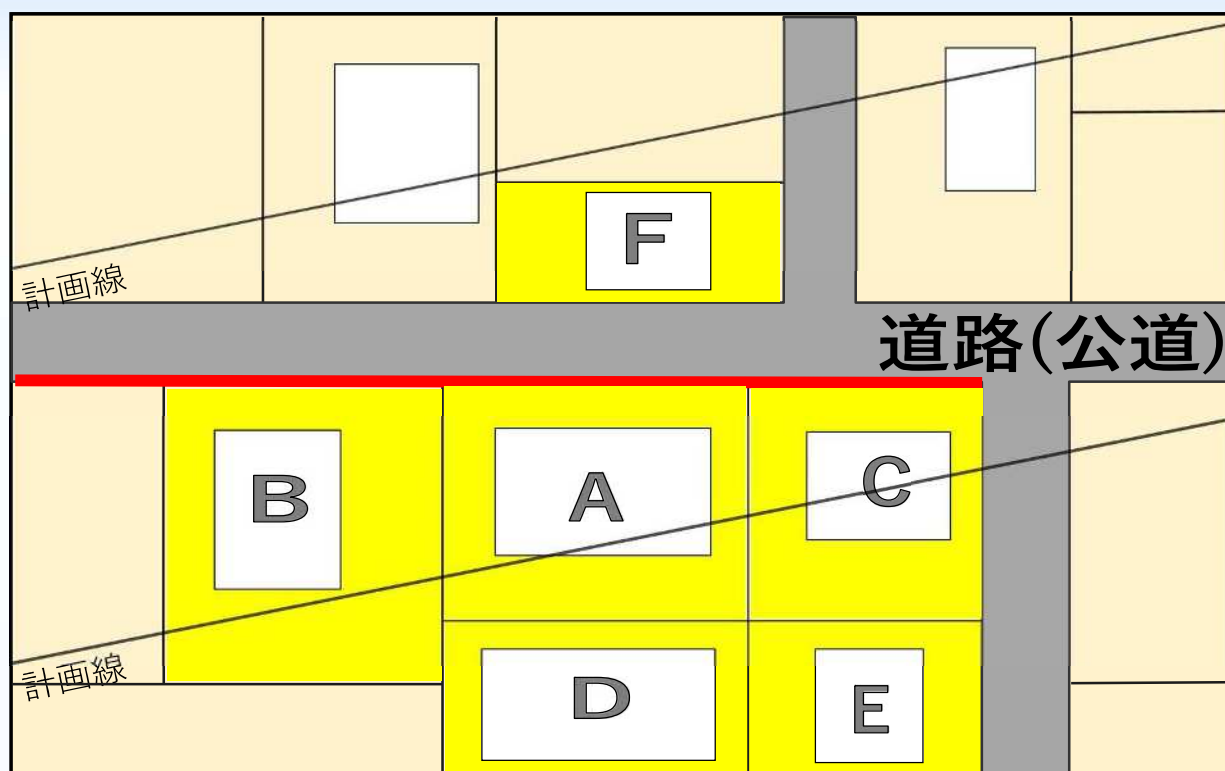
Dさん、Eさんについては、用地取得の対象ではありませんが、Aさん、Bさん、Cさんの土地の境界を確定するために立会いが必要となります。

ご協力のほど、よろしくお願いします。



72

Aさんの土地と境界を確定する手順⑧



73

土地境界立会いのお願いについて

立会依頼文書の例

南西建設 事務所
令和 年 月 日

様

東京都南多摩西部建設事務所 公印

土地境界立会いのお願い

〇〇の頃、貴方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、日頃より東京都の道路に隣接してご協力をお願いいたしております。
さて、東京都が実施する主要地方道山田宮の前線第61号線の整備事業につきまして、
貴方のご協力のもと土地測量を行って
つぎまは、ご所有されている **見本** する土地との境界について、現地での確認を
させていただき、ご多忙中誠に恐縮でございます。目下立会いをお願いいたします。
現在、立会前の準備を行っておりますが、未定額土地につきましては今後の環境に一定立ち入り
させていただくことがあります。その際には事前にご連絡いたしますので、ご協力のほどお願いいた
します。

記

土地の所在 〇〇(区・市)〇〇〇丁目〇番〇
立会の日時 令和〇年〇月〇日(〇)〇時〇分

立会に際しましては

- 1 この文書と「**見本**」をご持参ください。
※見本は、現場で撮影するものをご持参ください。(スキャン見本)
- 2 境界について、事前となる面談または書類(土地の測量図、前後との境界線図等)をお持
ちの方は、ご持参ください。
※事前に「**見本**」をお持ちの方は、新しい資料がある場合に持参ください。
- 3 当日、代理人の「**見本**」とこの文書をご持参し、土地所有主の「**見本**」を
及び「**見本**」とこの文書をご持参し、土地所有主の「**見本**」を
所有されている土地をお見せしている場合は、立会当日に隣地の方の本名を、道路を
しますので、よろしくお願ひします。
- 4 小規模の場合はお問い合わせしますのでご協力をお願いします。
- 5 ご都合の悪い場合は日時の変更をお願いします。下記の日時までにご連絡ください。

【連絡先】
東京都南多摩西部建設事務所 測量担当 電話
測量株式会社 〇〇株式会社 〇〇 電話

現地での境界立会いにつきましては、立
会予定日の10日から2週間くらい前に

「土地境界立会いのお願い」の通知状を
郵送させていただきます。

通知状の立会日時は、まことに恐縮な
がら、東京都にて設定させていただきます。

ご都合のつかない場合には、個別にご連
絡いただければ、立会日時を調整させて
いただきます

参考となる図面又は書類をお持ちの方は、
ご持参ください。

代理人の方が立ち会う場合は、委任状を
ご持参ください。

74

立会証明書

別紙第9号様式(第32条関係) 横断登記用

立会証明書

土地の表示 〇〇市〇〇町五丁目63

上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり隣接所有者と立会いし、土地の境界について
異存なく確認されたものである。

隣接地番	所有権者	立会人住所(上)氏名(下)	所有権者の関係	確認年月日	押印
63	東京太郎	〇〇市〇〇町五丁目63	本人	平成19年7月18日	印
64-9	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町五丁目63	本人	平成19年8月1日	印
62-2(市道)	〇〇市	〇〇市		年 月 日	
無番地(都道)	東京都	東京都〇〇建設事務所 管理課 主事 〇〇 〇〇	測量担当者	平成19年7月19日	印
無番地(河川)	東京都	東京都〇〇建設事務所(〇〇〇〇)		年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

本立会証明書のとり立会の事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。

年 月 日

調査 測量者職氏名
東京都南多摩西部建設事務所工事課測量担

地形・境界点見取り図

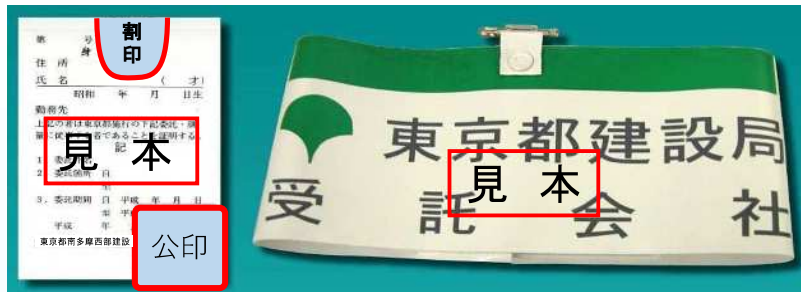
見本

※境界立会い後、土地所有者の方と、隣接する土地所有者の皆様が、土地
境界について異存なく了承していただきましたら、「立会証明書」に署
名・捺印をお願いいたします。

75

測量に関するお知らせや対応について

- 測量作業は、東京都が委託した会社が行います。
- 測量作業にあたっては、腕章を着用し、当事務所発行の身分証明書を常に携帯します。



- 測量作業を行う際には、事前にお知らせのチラシを配布し、皆様の敷地に立入りをさせていただきます。

※立ち入る際には、必ずお声がけをいたします。
ご協力をお願いいたします。

76

問い合わせ先

◆東京都 南多摩西部建設事務所 工事課

所在地 〒192-0046 東京都八王子市明神町三丁目19番2号
八王子合同庁舎 7 階

【事業に関すること】

北西部幹線道路設計担当 TEL：042-643-2632

【測量に関すること】

測量担当 TEL：042-643-2662

77

皆様のご理解とご協力を
お願いいたします

 東京都南多摩西部建設事務所